

静岡県告示第134号

次のとおり解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和2年3月6日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 解除予定に係る保安林の所在場所

沼津市西浦江梨字大瀬334の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、東部農林事務所及び沼津市役所に備え置いて縦覧に供する。）